雫石町高齢者等運転免許証自主返納支援事業について

～安心と安全のために。新しい移動手段で、もっと快適な毎日を。
免許返納で、暮らしの安心を選びませんか？～

【運転免許証の自主返納を検討しませんか？】

年齢とともに運転に不安を感じたり、ご家族から心配の声が上がっていませんか？
運転免許証の自主返納は、ご自身とご家族、そして地域全体の安全を守る大切な選択です。
雫石町では、免許返納後の生活をサポートする取り組みを行っています。

【免許返納のメリット】

- 交通事故の心配から解放されます
- 精神的な負担が軽減されます
- 地域社会の安全に貢献できます

【雫石町高齢者等運転免許証自主返納支援事業について】

①支援内容

運転免許証の全部を自主返納した町民の方に対し「雫石町地域公共交通券（あねっこバス・まちなか巡回バス乗車券」又は「商品券」のいずれか 5,000 円分を交付します。
※この制度の利用は１人につき１回限りです。

②対象となる方

平成 29 年６月１日以降に運転免許証の全部を自主返納し、自主返納した日において 65 歳以上となる町民。※ただし、有効期限切れ等で失効した場合は対象外です。

③申請方法

利用申請書に以下の書類の写しを添えて提出してください。
〇申請による運転免許の取消通知書の写し
（運転免許センター又は警察署等にて申請受付・発行しています。）
〇本人の生年月日を確認することができる書類

申請書はコチラ↓
※申請書は役場総合政策課でも配布しています。

【お問い合わせ先】

総合政策課 政策推進係
電話番号：019-692-6409　FAX：019-692-1311
メールアドレス：chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

雫石町高齢者等運転免許証自主返納支援事業　フローチャート

【手続きの流れ】

運転免許証の全部を自主返納申請
＜運転免許センター又は警察署等へ＞

・運転免許証の自主返納等の手続きは、役場では行っておりませんので、ご注意ください。

「申請による運転免許の取消通知書」が発行される。

利用申請書等の提出
＜役場　総合政策課へ＞

申請に必要な書類
① 利用申請書（様式第１号）
②「申請による運転免許の取消通知書」
③「本人の生年月日を確認することができる書類」
・代理人申請の場合は委任状（申請）と併せて、代理人の身分証明書(運転免許証など)の提示が必要となります。
※月末で申請を一旦締め切り、申請者及び支援品を確定。
※支援品は後日、受け渡しとなります。

申請内容審査

利用承認決定通知書等送付

・利用承認決定通知書（様式第２号）
・支援品受領に係る注意事項について
・委任状（受領）

支援品の受領

・受領書（本人又は代理人の自署）
※支援品の受け渡しは申請された月の翌月の上旬頃となります。